

仕 様 書 (案)

※ 斜体 (青字) は県のコメントであり、仕様書の文言ではありません。

本仕様書 (案) は、公募で選定した受注者の提案内容を反映し、業務内容の詳細 (業務の範囲や手法等) について加筆・修正した上で、確定させるものとします。

1 業務名称

令和7年度第2期沖縄MICE振興戦略 (仮称) 策定委託業務

2 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

3 業務目的

本業務は、平成29年度 (2017年度) に策定した「沖縄MICE振興戦略 《2017年度～2026年度》」(「以下「現行振興戦略」という。)」の達成状況・取組実績の検証・評価を行うとともに、現行振興戦略策定後の社会的な変化や新たな取り組みなどの外部要因を踏まえた第2期沖縄MICE振興戦略 (仮称) (「以下「第2期振興戦略」という。)」の策定に向けた調査・検討を行うことを目的とする。

4 第2期振興戦略策定までの想定スケジュール

(1) 令和7年度 (本委託契約の対象)

- ア 現行振興戦略の達成状況・取組実績の検証・評価
- イ 調査・整理 (市場調査、受入環境調査、ビジネス可能性調査、経済波及効果調査、課題や具体的施策等の整理)
- ウ 第2期振興戦略の全体像や方向性、作業スケジュールの検討
- エ 上記ア～ウについて、検討委員会における検討

(2) 令和8年度

- ア 骨子、素案、案の作成・検討
- イ 追加調査等
- ウ 県が実施する県民意見募集 (パブリックコメント) の整理
- エ 上記ア～ウについて、検討委員会における検討

5 委託業務の項目・内容

(1) 現行振興戦略における達成状況・取組実績の検証・評価

ア 成果目標の達成状況の検証・評価

(ア) 現行振興戦略における成果目標について、達成状況を検証・評価し、整理すること。

イ 具体的施策の取組実績の検証・評価

(ア) 現行振興戦略における具体的施策について、取組実績を検証・評価し、整理すること。

(2) MICE市場調査（競合地・先進地調査、開催需要調査）

ア 競合地、先進地におけるMICEの調査・分析業務

(ア) 競合地、先進地におけるMICEの開催状況、開催形態の変化（オンライン・オンサイト（実地開催）、ハイブリッド化等）に関する国内外の動向を調査・分析すること。

イ MICE開催地の確立に向けた調査・検討業務

(ア) MICEの誘致等の方向性に関して、関係省庁、県、競合開催地、業界団体等が実施する調査・計画業務の情報を収集し、整理すること。特に東京や横浜など競合地においては、共同開催やポストカンファレンスを含む連携の可能性についても調査・検討を行うこと。

(イ) MICEの主催者、出展者及び参加者へのヒアリング等の調査を行い、沖縄でのMICE開催に期待される新たなニーズや課題などを調査・整理すること。

(ウ) ワークーションやブレジャーなど、ビジネスを伴う新たな旅のスタイルに関する情報を収集し、当該受入に必要な環境整備などその可能性を検討すること。

(エ) SDGs、DX（デジタルトランスフォーメーション）、観光危機管理など、新たな社会的価値観や取組みなどを整理すること。

(オ) 上記(ア)～(エ)に加え、過年度調査並びに本調査によるMICEビジネスを取り巻く環境の変化を踏まえた上で、県内における将来的なMICE需要の調査を行うこと。また、その際には、現行振興戦略におけるM/I/C/E毎のターゲットの検証・再定義を行うなど、沖縄県における今後のMICE需要の取り込みに向けた誘致手法の提案を行うこと。
なお、調査対象となる催事は、県外・海外からの参加者が50名以上の催事を基本とすること。

(3) 沖縄県内MICE受入環境の新たな調査・整理

ア 新たな施設を含めた沖縄県内のMICE施設の受入環境の調査・整理業務

(ア) 県内の既存のMICE施設やホテル等をはじめ、現行振興戦略策定後に建設または計画された新たなMICE施設のほか、大型MICE施設を含むマリンタウンMICEエリアの形成の計画を踏まえた、県内における今後のMICE受入環境を調査・整理すること。

なお、本調査におけるMICE施設は、沖縄アリーナ、那覇市民会館（なは一と）などのMICE会場施設に加え、ホテル内のバンケットやミーティングとして活用が見込めるワークーション施設等も含むこと。

その上で、マリンタウンMICEエリア内の大型MICE施設を含む、各施設の棲み分けの方策をまとめること。

なお、調査は県内の既存MICE施設規模や立地を考慮し、経済波及効果、誘致難易度、県内産業との関連性等を念頭に入れた上で分析し、整理すること。

イ 県内でのMICE受入に関連する各種インフラの新たな調査・整理業務

(ア) MICE受入に必要な宿泊施設や観光施設をはじめとするMICE関連施設、航空路線、貸切バス等の陸上交通などのインフラの供給量について、調査・整理を行うこと。

なお、本調査については、市町村や民間による今後の施設整備計画も含む、今後5年～10年後のMICE受入環境の変化も視野に入れた調査・分析を行うとともに、県内のMICE

エリア戦略で定めるエリア別の整理も併せて行うこと。

ウ MICE案件の誘致・受入可能性調査・整理業務

- (ア) 上記ア、イを踏まえ、受入規模、ターゲット分野、開催シーズン別に棲み分けを分析し、また、分散開催の方法等も含めた上で、MICE案件の誘致・受入可能性の調査・整理を行うこと。

(4) MICEビジネス可能性の新たな調査・整理

県内の様々な産業界がMICE開催を産業振興のツールとして認識し、MICEビジネスに積極的に挑戦し、MICE産業の裾野を広げることは、MICEの振興を図る上で必要不可欠である。このため、ホテルや観光業界など既にMICE推進に取り組んでいる事業者・団体等に加え、情報通信関連、製造業、小売業などの県内事業者が、MICEを通じた新たなビジネスを創出する可能性について、直近の取組状況を調査すること。

ア 県内MICE受入地域、業界の取組状況調査

- (ア) MICE関連事業者等（会議施設、PCO、PEO、DMC、ミーティングプランナー、学会主催者、旅行会社、大学、観光施設、交通機関等）や、地域、大学等によるMICE開催に向けた各種取組（MICE誘致活動、ユニークベニュー、アフターMICE、人材育成等）を調査する。

また、関連業界との意見交換やヒアリング等を通じて、沖縄のMICE受入環境の現状把握と今後の取組状況を確認するほか、地域住民、行政、他産業に期待する取組等を調査し、MICE受入及び開催にあたっての役割分担や地域間・産業間の連携可能性についても検討すること。

併せて、H29年7月に設立した沖縄MICEネットワークの活用についても検討すること。

イ 各産業分野におけるMICEビジネスの展開可能性調査

- (ア) 飲食業、物流・交通、科学技術、製造業、IT、バイオ、農林水産業、医療産業、観光サービス業、小売業などの事業者・団体におけるビジネス展開の可能性など、国内外の最新の先進事例を調査・把握するとともに、県内事業者がMICEビジネスに参入する場合に生じる主な障壁などについて、国内外の事例を分析し、整理すること。

(5) 経済波及効果の新たな調査・整理

ア MICE開催による経済波及効果

- (ア) MICE開催に伴う経済波及効果については、M/I/C/E x/E v 毎に5件以上調査すること。
- (イ) 調査手法・対象は令和4年度に沖縄県が実施した調査内容を参考に行い、調査対象及びサンプル数は企画提案を基本とし、県と協議の上決定すること。

(6) 検討委員会（仮称：沖縄MICE振興戦略策定検討委員会）の設置・開催・運営業務

ア 検討委員会の設置・開催・運営業務

- (ア) 第2期振興戦略の策定を目的とした検討委員会を設置・開催し、(1)～(5)の調査内容や第2期振興戦略の全体像や方向性、作業スケジュールについて、より有効な協議・検討を行い、意見を取りまとめること。（1～2回程度）

なお、状況に応じて、オンライン会議システムの活用を図ること。

- (イ) 会議資料等の作成・印刷、委員会の開催・運営、委員会の場における本業務の経過報告等の説明、また、委員会開催の際の会場確保、案内、日程調整、会場及び県内移動手段の確保、謝金及び旅費支払、議事録作成等を行うこと。

なお、これらの諸費用については、委託料に含まれるものとする。

- (ウ) 構成する委員(案)を提案すること。委員は県と協議の上決定するが、就任依頼等の手続きについては、受託者が行うこと。

(7) 第2期振興戦略の策定にあたっての留意事項

ア 大型MICE施設の整備を含むマリンタウンMICEエリアの形成事業に係る基本計画等と連携を図りつつ、MICE環境・市場の内的・外的要因の変化も考慮することに留意すること。

イ 現行振興戦略をはじめ、その策定後に県が行った各種調査等の成果を活用すること。

6 打合せ等

- (1) 本業務を受託した者（以下「受託者」という。）は、契約後速やかに本業務実施に関する業務計画書（実施日程表を含む）を作成し、本業務を計画的に実施すること。
- (2) 本業務の実施にあたっては、受託者は県と常に綿密な連絡を取り、その連絡事項及び打合せ内容について記録すること。また、疑義が生じた場合は県と協議の上、その指示に従うこと。
- (3) 対面又はオンライン会議システムによる打合せは、原則として隔週1回実施するものとし、その他必要に応じて随時実施するものとする。

7 成果物

- (1) 業務報告書（概要版）（冊子版）： 3部
- (2) 業務報告書（詳細版）（冊子版）： 3部
- (3) 附属書類（各種議事録、打ち合わせ記録、検討委員会資料等）： 3部
- (4) 上記の電子データ一式： 1部

8 再委託について

- (1) 一括再委託の禁止について

本委託業務の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。

- (2) 契約の主たる部分の再委託の禁止について

以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

上記で定める「契約の主たる部分」とは以下のとおりとする。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 契約金額の 50 %を超える業務② 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務 |
|--|

(3) 再委託の相手方の制限について

指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委託し、又は請負わせることはできない。

(4) 再委託の範囲について

本委託業務の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請け負わせることのできる業務の範囲は以下のとおりとする。

ア あらかじめ書面による県の承認を得た業務

イ 通訳・翻訳の業務

ウ 簡易な業務

- ・ 旅程等の企画検討を伴わない単純な旅行手配業務
- ・ 資料や情報の収集・整理（企画・分析は除く）
- ・ 複写・印刷・製本
- ・ 原稿・データの入力及び集計
- ・ 再委託額が 100 万円未満の業務
- ・ その他上記以外に容易かつ簡易な業務がある場合は、県と別途協議を行った業務

(5) 再委託の承認について

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、(4) ウに定める簡易な業務等を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

9 その他

- (1) 受託者は、本業務の遂行にあたり知り得た情報及び成果について、その一切を他に漏らしてはならない。
- (2) 委託者が提供する資料等を第三者に提供してはならない。また、本業務の目的以外に使用してはならない。
- (3) 本業務の成果物は県の所有とし、著作権は沖縄県に帰属する。
- (4) この仕様書の解釈に疑義を生じた場合又は記載のない事項の取扱については、県と受託者で協議のうえ定めるものとする。
- (5) 受託者は、本業務の終了に際し、県又は県が指定するものに対し、本業務の引継ぎ等を行わなければならない。